

長崎県計量関係手数料条例 平成12年3月24日長崎県条例第20号  
長崎県計量関係手数料条例をここに公布する。

長崎県計量関係手数料条例

(手数料の徴収)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、特定の者のために行う特定計量器の検定若しくは検査又は基準器検査その他計量に係る事務については、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 県が、その所有する特定計量器について、計量法(平成4年法律第51号。以下「法」という。)第19条第1項の規定に基づく定期検査を受けようとするとき。
- (2) 県内の法第10条第2項に規定する特定市町村の長が、その所有する計量器について法第102条第1項の規定に基づく基準器検査を受けようとするとき。
- (3) 知事が法第20条第1項及び法第117条第1項の規定に基づき指定した指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関(以下「指定機関」という。)が、その所有する計量器について法第102条第1項の規定に基づく基準器検査を受けようとするとき。

(手数料の種別及び金額)

**第2条** 前条の規定による手数料の種別及び金額は、別表のとおりとする。

(出張検定等)

**第3条** 長崎県計量検定所その他知事が指定する場所以外の場所で特定計量器の検定若しくは検査又は基準器検査を受ける者は、前条の規定による当該検定等に係る手数料の額に、職員の旅費及び検定用具、検査用具等の運搬に要する経費に相当する金額として知事が別に定める金額を加算した額を納めなければならない。

(指定機関に納める手数料)

**第4条** 法第20条第1項及び法第117条第1項の規定により指定機関が行う定期検査及び計量証明検査を受けようとする者は、法第158条第4項の規定に基づき、当該指定機関に手数料を納めなければならない。

この場合において、手数料は、当該指定機関の収入とする。

2 前項の規定による手数料の金額については、第2条の規定による手数料の例による。

(手数料の不還付)

**第5条** 既に徴収した手数料は、還付しない。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、手数料の徴収について必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	法第16条第1項第2号アの規定に基づく	検定手数料	(1) タクシーメーター	1個	550円
			(2) 質量計		
			ア 非自動はかり		
			(ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの((エ)に掲げるものを除く。)		
			a ひょう量が30キログラム以下のもの	1個	1,050円
			b ひょう量が100キログラム以下のもの	同	1,250円
			c ひょう量が250キログラム以下のもの	同	1,650円
			d ひょう量が500キログラム以下のもの	同	2,050円
			e ひょう量が500キログラムを超えるもの	同	2,350円
			(イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの((エ)に掲げるものを除く。)		
			a ひょう量が10キログラム以下のもの	1個	100円
			b ひょう量が10キログラムを超えるもの	同	190円
			(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの((エ)に掲げるものを除く。)		
			a ひょう量が5キログラム以下のもの	1個	150円
			b ひょう量が20キログラム以下のもの	同	190円
			c ひょう量が50キログラム以下のもの	同	250円
			d ひょう量が100キログラム以下のもの	同	340円
			e ひょう量が250キログラム以下のもの	同	520円
			f ひょう量が500キログラム以下のもの	同	900円
			g ひょう量が1トン以下のもの	同	1,550円
			h ひょう量が2トン以下のもの	同	2,450円
i ひょう量が5トン以下のもの	同	6,150円			
j ひょう量が10トン以下のもの	同	7,750円			
k ひょう量が20トン以下のもの	同	11,400円			
l ひょう量が30トン以下のもの	同	14,150円			
m ひょう量が40トン以下のもの	同	18,900円			
n ひょう量が50トン以下のもの	同	21,300円			
o ひょう量が50トンを超えるもの	同	37,800円			

	(エ) 最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。)がひょう量の1万分の1未満のもの	1個	(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれの手数料の金額の2倍の額
	イ 分銅 (ア) 表す質量が200グラム以下のもの	1個	20円
	(イ) 表す質量が200グラムを超えるもの	1個	220円
	ウ 定量おもり若しくは定量増おもり(以下単に「おもり」という。)		
	(ア) 質量が5キログラム以下のもの	1個	20円
	(イ) 質量が20キログラム以下のもの	1個	90円
	(ウ) 質量が20キログラムを超えるもの	1個	290円
	(3) 温度計		
	ア ガラス製温度計		
	(ア) 計ることができる温度が零下5度以上105度以下のもの	1個	50円
	(イ) 計ることができる温度が零下5度以上200度以下のもの	1個	90円
	(ウ) 計ることができる温度が零下30度以上105度以下のもの	1個	140円
	(エ) 計ることができる温度が零下30度以上200度以下のもの	1個	160円
	イ ガラス製体温計	1個	10円
	(4) 体積計		
	ア 水道メーター		
	(ア) 口径が25ミリメートル以下のもの	1個	80円
	(イ) 口径が40ミリメートル以下のもの	1個	170円
	(ウ) 口径が100ミリメートル以下のもの	1個	1,200円
	(エ) 口径が100ミリメートルを超えるもの	1個	1,650円
	イ 燃料油メーター		
	(ア) 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの	1個	590円
	(イ) 表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの((ア)に掲げるものを除く。)	1個	1,600円
	(ウ) 大型車載及び定置式のもの	1個	3,400円
	(エ) (ア)、(イ)又は(ウ)に掲げるもの以外のもの	1個	2,100円
	ウ 液化石油ガスメーター	1個	6,400円
	(5) アネロイド型圧力計		
	ア アネロイド型圧力計(イに掲げるものを除く。)		

			(ア) 計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	1個	90円
			(イ) 計ることができる最大の圧力が100メガパスカル以下のもの	1個	450円
			(ウ) 計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの	1個	930円
			イ アネロイド計血圧計	1個	150円
2	法第16条第3項の規定に基づく装置検査	装置検査手数料		1個	700円
3	法第168条の2及び第17条第1項の規定に基づく特殊容器製造事業者の指定	特殊容器製造事業者指定手数料		1件	162,600円
4	法第19条第1項の規定に基づく定期検査	定期検査手数料	質量計		
			ア 非自動はかり		
			(ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであってひょう量が1トン以下のもの((エ)に掲げるものを除く。)		
			a ひょう量が100キログラム以下のもの	1個	1,400円
			b ひょう量が250キログラム以下のもの	同	1,800円
			c ひょう量が500キログラム以下のもの	同	2,200円
			d ひょう量が500キログラムを超えるもの	同	3,100円
			(イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの((エ)に掲げるものを除く。)	1個	250円
			(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの((エ)に掲げるものを除く。)		
			a ひょう量が100キログラム以下のもの	1個	500円
			b ひょう量が250キログラム以下のもの	同	900円
			c ひょう量が500キログラム以下のもの	同	1,500円
			d ひょう量が1トン以下のもの	同	2,100円
			e ひょう量が2トン以下のもの	同	3,700円
			f ひょう量が5トン以下のもの	同	6,900円
			g ひょう量が10トン以下のもの	同	10,700円
			h ひょう量が20トン以下のもの	同	15,000円
			i ひょう量が30トン以下のもの	同	19,100円
			j ひょう量が40トン以下のもの	同	21,600円
			k ひょう量が50トン以下のもの	同	29,800円
			l ひょう量が50トンを超えるもの	同	51,200円
			の		

			(エ) 最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のもの ウ 分銅又はおもり	1個 1個	(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれの手数料の金額の2倍の額 10円
5	法第91条第2項の規定に基づく届出製造事業者の指定に係る検査	届出製造事業者指定検査手数料		1件	426,300円
6	法第102条第1項の規定に基づく基準器	基準器検査手数料	(1) 長さ基準器 タクシーメーター装置検査用基準	1個	13,400円
			(2) 質量基準器 ア 基準手動天びん ひょう量が2トン以下で目量又は感量がひょう量の4,000分の1以上のもの イ 基準台手動はかり ひょう量が5トン以下の基準台手動はかりであって目量又は感量がひょう量の2万分の1以上のもの (ア) ひょう量が1キログラム以下のもの (イ) ひょう量が10キログラム以下のもの (ウ) ひょう量が50キログラム以下のもの (エ) ひょう量が200キログラム以下のもの (オ) ひょう量が500キログラム以下のもの	1個 1個 1個 1個 1個 1個	4,900円 3,350円 5,300円 7,800円 10,500円 14,000円
			(カ) ひょう量が500キログラムを超えるもの	1個	1万4,000円に500キログラムを超えて500キログラムまでを増すごとに6,900円を加算した額
			ウ 基準直示天びん ひょう量が2トン以下で目量又は感量がひょう量の4,000分の1以上のもの	1個	7,900円
			エ 基準分銅 (ア) 1級基準分銅 a 表す質量が200グラム以下のもの b 表す質量が200グラムを超えるもの	1個 同	3,200円 7,900円
			(イ) 2級基準分銅 a 表す質量が5キログラム以下のもの b 表す質量が50キログラム以下のもの c 表す質量が50キログラムを超えるもの	1個 同 同	640円 780円 8,800円
			(ウ) 3級基準分銅 a 表す質量が5キログラム以下のもの	1個	480円

			b 表す質量が50キログラム以下のもの c 表す質量が50キログラムを超えるもの	同 同	650円 7,100円
			(3) 体積基準器 液体メーター用基準タンクにあっては、1個につきそれぞれ次に掲げる金額とする。ただし、2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあっては、ゲージグラスが1を超えて1増すごとに、それぞれの金額に当該金額の5割の額を加算した額とし、油用の基準タンクについて使用中の油により検査を行う場合にあっては、それぞれの金額の2倍の額とする。  ア 全量が250リットル以下のもの 13,600円 イ 全量が1,000リットル未満のもの 34,000円		
7	法第107条の規定に基づく計量証明の事業の登録	計量証明事業登録手数料		1件	53,800円
8	法第115条並びに計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第45条第1項及び第46条第1項の規定に基づく計量証明の事業の登録証の訂正又は再交付	計量証明事業登録証訂正又は再交付手数料		1件	1,750円
9	法第115条及び計量法施行規則第48条の規定に基づく計量証明の事業の登録簿の謄本の交付	計量証明事業登録簿謄本交付手数料		1枚	760円
10	法第115条及び計量法施行規則第48条の規定に基づく計量証明の事業の登録簿の閲覧	計量証明事業登録簿閲覧手数料		1回	370円
11	法第116条第1項の規定に基づく計量証明検査	計量証明検査手数料	(1) 4の項区分の欄に掲げる特定計量器	1個	4の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれの手数料の額
			(2) 騒音計 ア 使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの イ 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの	1個	22,700円
				1個	37,300円
			(3) 振動レベル計	1個	32,400円
			(4) 濃度計 ア ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計 イ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 ウ 紫外線式二酸化硫黄濃度計 エ 紫外線式窒素酸化物濃度計 オ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 カ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 キ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	1個	93,100円
1個	123,500円				
1個	92,700円				
1個	103,700円				
1個	98,200円				

			ク 化学発光式窒素酸化物濃度計	1個	105,700円
			ケ ガラス電極式水素イオン濃度指示計	1個	25,300円
			コ ウに掲げる濃度計とエに掲げる濃度計が構造上一体となっているもの	1個	ウに掲げる金額とエに掲げる金額を合算して得た額から5万900円を減額した額
			サ オからキまでに掲げる濃度計で2以上の検出部を有するもの	1個	検出部が1を超えて1増すごとにオからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれの手数料の金額に当該金額の5割の額を加算した額
			シ ウからクまでに掲げる濃度計で4以上の表示機構を有するもの	1個	表示機構が3を超えて1増すごとにウからクまでに掲げる区分に応じ、それぞれの手数料の金額に2万2,100円を加算した額
12	法第168条の2及び第127条第1項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定	適正計量管理事業所指定手数料		1件	2,550円
13	法第127条第3項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定に係る検査	適正計量管理事業所指定検査手数料		1件	7,400円